

年金記録訂正請求に係る答申について

近畿地方年金記録訂正審議会
令和2年8月 18 日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 27 件

厚生年金保険関係 27 件

(2) 年金記録の訂正請求を却下としたもの 1 件

厚生年金保険関係 1 件

厚生局受付番号 : 近畿(受)第 2000087 号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第 2000045 号

第 1 結論

請求者の A 社における標準賞与額に係る記録を平成 20 年 12 月 5 日は 81 万 6,000 円及び平成 21 年 6 月 25 日は 9 万 1,000 円とすることが必要である。

平成 20 年 12 月 5 日及び平成 21 年 6 月 25 日の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 48 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成 20 年 12 月 5 日
② 平成 21 年 6 月 25 日

請求期間①及び②に A 社から賞与が支給されたが、当該賞与に係る標準賞与額の記録が保険給付の計算の基礎とされない記録となっている。当該賞与に係る標準賞与額の記録を保険給付の計算の基礎となる記録に訂正してほしい。

第 3 判断の理由

A 社から提出された請求者に係る賃金台帳及び日本年金機構の回答により、請求者が請求期間①において標準賞与額 81 万 6,000 円及び請求期間②において標準賞与額 9 万 1,000 円に見合う賞与の支払を受けたことが認められる。

一方、オンライン記録において、請求者の請求期間①及び②に係る標準賞与額は、厚生年金保険法第 75 条本文該当と記録されているところ、同条本文には、保険料を徴収する権利が時効により消滅したときは当該保険料に係る被保険者であった期間に基づく保険給付は行わない旨規定されている。

しかしながら、オンライン記録により、事業主が請求者に係る育児休業等（平成 20 年*月*日から平成 21 年*月*日までの期間）取得の申出を行ったことが確認できるところ、厚生年金保険法第 81 条の 2 において、育児休業等をしている被保険者が使用される事業所の事業主が申出をしたときは、当該被保険者に係る保険料であってその育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行わない旨規定されており、当該規定に基づく、請求者の請求期間①及び②の標準賞与額に係る厚生年金保険料を徴収する権利そのものが存在しないことから、請求者の当該各期間に係る標準賞与額の記録については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定は適用されない。

以上のことから、請求期間①及び②に係る標準賞与額については、前述の賃金台帳及び日本年金機構の回答から、請求期間①は 81 万 6,000 円及び請求期間②は 9 万 1,000 円とし、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第 2000088 号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第 2000046 号

第 1 結論

請求者の A 社における平成 20 年 12 月 5 日の標準賞与額に係る記録を 30 万 5,000 円とすることが必要である。

平成 20 年 12 月 5 日の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 56 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 20 年 12 月 5 日

請求期間に A 社から賞与が支給されたが、当該賞与に係る標準賞与額の記録が保険給付の計算の基礎とならない記録となっている。当該賞与に係る標準賞与額の記録を保険給付の計算の基礎となる記録に訂正してほしい。

第 3 判断の理由

A 社から提出された請求者に係る賃金台帳により、請求者が請求期間において標準賞与額 30 万 5,000 円に見合う賞与の支払を受けたことが認められる。

一方、オンライン記録において、請求者の請求期間に係る標準賞与額は、厚生年金保険法第 75 条本文該当と記録されているところ、同条本文には、保険料を徴収する権利が時効により消滅したときは当該保険料に係る被保険者であった期間に基づく保険給付は行わない旨規定されている。

しかしながら、オンライン記録により、事業主が請求者に係る育児休業等（平成 20 年*月*日から平成 21 年*月*日までの期間）取得の申出を行ったことが確認できるところ、厚生年金保険法第 81 条の 2 において、育児休業等をしている被保険者が使用される事業所の事業主が申出をしたときは、当該被保険者に係る保険料であってその育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行わない旨規定されており、当該規定に基づくと、請求者の請求期間の標準賞与額に係る厚生年金保険料を徴収する権利そのものが存在しないことから、請求者の当該期間に係る標準賞与額の記録については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定は適用されない。

以上のことから、請求期間に係る標準賞与額については、前述の賃金台帳から、30 万 5,000 円とし、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第 2000089 号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第 2000047 号

第 1 結論

請求者の A 社における平成 20 年 12 月 5 日の標準賞与額に係る記録を 12 万 6,000 円とすることが必要である。

平成 20 年 12 月 5 日の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 54 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 20 年 12 月 5 日

請求期間に A 社から賞与が支給されたが、当該賞与に係る標準賞与額の記録が保険給付の計算の基礎とならない記録となっている。当該賞与に係る標準賞与額の記録を保険給付の計算の基礎となる記録に訂正してほしい。

第 3 判断の理由

A 社から提出された請求者に係る賃金台帳により、請求者が請求期間において標準賞与額 12 万 6,000 円に見合う賞与の支払を受けたことが認められる。

一方、オンライン記録において、請求者の請求期間に係る標準賞与額は、厚生年金保険法第 75 条本文該当と記録されているところ、同条本文には、保険料を徴収する権利が時効により消滅したときは当該保険料に係る被保険者であった期間に基づく保険給付は行わない旨規定されている。

しかしながら、オンライン記録により、事業主が請求者に係る育児休業等（平成 20 年*月*日から平成 21 年*月*日までの期間）取得の申出を行ったことが確認できるところ、厚生年金保険法第 81 条の 2 において、育児休業等をしている被保険者が使用される事業所の事業主が申出をしたときは、当該被保険者に係る保険料であってその育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行わない旨規定されており、当該規定に基づく、請求者の請求期間の標準賞与額に係る厚生年金保険料を徴収する権利そのものが存在しないことから、請求者の当該期間に係る標準賞与額の記録については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定は適用されない。

以上のことから、請求期間に係る標準賞与額については、前述の賃金台帳から、12 万 6,000 円とし、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第 2000090 号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第 2000048 号

第 1 結論

請求者の A 社における平成 25 年 6 月 25 日の標準賞与額に係る記録を 48 万 7,000 円とすることが必要である。

平成 25 年 6 月 25 日の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 59 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 25 年 6 月 25 日

請求期間に A 社から賞与が支給されたが、当該賞与に係る標準賞与額の記録が保険給付の計算の基礎とならない記録となっている。当該賞与に係る標準賞与額の記録を保険給付の計算の基礎となる記録に訂正してほしい。

第 3 判断の理由

A 社から提出された請求者に係る賃金台帳により、請求者が請求期間において標準賞与額 48 万 7,000 円に見合う賞与の支払を受けたことが認められる。

一方、オンライン記録において、請求者の請求期間に係る標準賞与額は、厚生年金保険法第 75 条本文該当と記録されているところ、同条本文には、保険料を徴収する権利が時効により消滅したときは当該保険料に係る被保険者であった期間に基づく保険給付は行わない旨規定されている。

しかしながら、オンライン記録により、事業主が請求者に係る育児休業等（平成 25 年*月*日から平成 26 年*月*日までの期間）取得の申出を行ったことが確認できるところ、厚生年金保険法第 81 条の 2 において、育児休業等をしている被保険者が使用される事業所の事業主が申出をしたときは、当該被保険者に係る保険料であってその育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行わない旨規定されており、当該規定に基づくと、請求者の請求期間の標準賞与額に係る厚生年金保険料を徴収する権利そのものが存在しないことから、請求者の当該期間に係る標準賞与額の記録については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定は適用されない。

以上のことから、請求期間に係る標準賞与額については、前述の賃金台帳から、48 万 7,000 円とし、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第 2000091 号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第 2000049 号

第 1 結論

請求者の A 社における平成 26 年 6 月 25 日の標準賞与額に係る記録を 20 万 2,000 円とすることが必要である。

平成 26 年 6 月 25 日の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 59 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 26 年 6 月 25 日

請求期間に A 社から賞与が支給されたが、当該賞与に係る標準賞与額の記録が保険給付の計算の基礎とならない記録となっている。当該賞与に係る標準賞与額の記録を保険給付の計算の基礎となる記録に訂正してほしい。

第 3 判断の理由

A 社から提出された請求者に係る賃金台帳により、請求者が請求期間において標準賞与額 20 万 2,000 円に見合う賞与の支払を受けたことが認められる。

一方、オンライン記録において、請求者の請求期間に係る標準賞与額は、厚生年金保険法第 75 条本文該当と記録されているところ、同条本文には、保険料を徴収する権利が時効により消滅したときは当該保険料に係る被保険者であった期間に基づく保険給付は行わない旨規定されている。

しかしながら、オンライン記録により、事業主が請求者に係る育児休業等（平成 26 年*月*日から平成 27 年*月*日までの期間）取得の申出を行ったことが確認できるところ、厚生年金保険法第 81 条の 2 において、育児休業等をしている被保険者が使用される事業所の事業主が申出をしたときは、当該被保険者に係る保険料であってその育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行わない旨規定されており、当該規定に基づくと、請求者の請求期間の標準賞与額に係る厚生年金保険料を徴収する権利そのものが存在しないことから、請求者の当該期間に係る標準賞与額の記録については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定は適用されない。

以上のことから、請求期間に係る標準賞与額については、前述の賃金台帳から、20 万 2,000 円とし、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第 2000092 号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第 2000050 号

第 1 結論

請求者の A 社における平成 21 年 12 月 4 日の標準賞与額に係る記録を 39 万 7,000 円とすることが必要である。

平成 21 年 12 月 4 日の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 57 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 21 年 12 月 4 日

請求期間に A 社から賞与が支給されたが、当該賞与に係る標準賞与額の記録が保険給付の計算の基礎とならない記録となっている。当該賞与に係る標準賞与額の記録を保険給付の計算の基礎となる記録に訂正してほしい。

第 3 判断の理由

A 社から提出された請求者に係る賃金台帳により、請求者が請求期間において標準賞与額 39 万 7,000 円に見合う賞与の支払を受けたことが認められる。

一方、オンライン記録において、請求者の請求期間に係る標準賞与額は、厚生年金保険法第 75 条本文該当と記録されているところ、同条本文には、保険料を徴収する権利が時効により消滅したときは当該保険料に係る被保険者であった期間に基づく保険給付は行わない旨規定されている。

しかしながら、オンライン記録により、事業主が請求者に係る育児休業等（平成 21 年*月*日から平成 22 年*月*日までの期間）取得の申出を行ったことが確認できるところ、厚生年金保険法第 81 条の 2 において、育児休業等をしている被保険者が使用される事業所の事業主が申出をしたときは、当該被保険者に係る保険料であってその育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行わない旨規定されており、当該規定に基づくと、請求者の請求期間の標準賞与額に係る厚生年金保険料を徴収する権利そのものが存在しないことから、請求者の当該期間に係る標準賞与額の記録については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定は適用されない。

以上のことから、請求期間に係る標準賞与額については、前述の賃金台帳から、39 万 7,000 円とし、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第 2000093 号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第 2000051 号

第 1 結論

請求者の A 社における平成 24 年 12 月 5 日の標準賞与額に係る記録を 55 万 9,000 円とすることが必要である。

平成 24 年 12 月 5 日の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 60 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 24 年 12 月 5 日

請求期間に A 社から賞与が支給されたが、当該賞与に係る標準賞与額の記録が保険給付の計算の基礎とならない記録となっている。当該賞与に係る標準賞与額の記録を保険給付の計算の基礎となる記録に訂正してほしい。

第 3 判断の理由

A 社から提出された請求者に係る賃金台帳により、請求者が請求期間において標準賞与額 55 万 9,000 円に見合う賞与の支払を受けたことが認められる。

一方、オンライン記録において、請求者の請求期間に係る標準賞与額は、厚生年金保険法第 75 条本文該当と記録されているところ、同条本文には、保険料を徴収する権利が時効により消滅したときは当該保険料に係る被保険者であった期間に基づく保険給付は行わない旨規定されている。

しかしながら、オンライン記録により、事業主が請求者に係る育児休業等（平成 24 年*月*日から平成 25 年*月*日までの期間）取得の申出を行ったことが確認できるところ、厚生年金保険法第 81 条の 2 において、育児休業等をしている被保険者が使用される事業所の事業主が申出をしたときは、当該被保険者に係る保険料であってその育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行わない旨規定されており、当該規定に基づくと、請求者の請求期間の標準賞与額に係る厚生年金保険料を徴収する権利そのものが存在しないことから、請求者の当該期間に係る標準賞与額の記録については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定は適用されない。

以上のことから、請求期間に係る標準賞与額については、前述の賃金台帳から、55 万 9,000 円とし、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第 2000094 号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第 2000052 号

第 1 結論

請求者の A 社における平成 26 年 12 月 5 日の標準賞与額に係る記録を 62 万 5,000 円とすることが必要である。

平成 26 年 12 月 5 日の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 57 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 26 年 12 月 5 日

請求期間に A 社から賞与が支給されたが、当該賞与に係る標準賞与額の記録が保険給付の計算の基礎とならない記録となっている。当該賞与に係る標準賞与額の記録を保険給付の計算の基礎となる記録に訂正してほしい。

第 3 判断の理由

A 社から提出された請求者に係る賃金台帳により、請求者が請求期間において標準賞与額 62 万 5,000 円に見合う賞与の支払を受けたことが認められる。

一方、オンライン記録において、請求者の請求期間に係る標準賞与額は、厚生年金保険法第 75 条本文該当と記録されているところ、同条本文には、保険料を徴収する権利が時効により消滅したときは当該保険料に係る被保険者であった期間に基づく保険給付は行わない旨規定されている。

しかしながら、オンライン記録により、事業主が請求者に係る育児休業等（平成 26 年*月*日から平成 27 年*月*日までの期間）取得の申出を行ったことが確認できるところ、厚生年金保険法第 81 条の 2 において、育児休業等をしている被保険者が使用される事業所の事業主が申出をしたときは、当該被保険者に係る保険料であってその育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行わない旨規定されており、当該規定に基づくと、請求者の請求期間の標準賞与額に係る厚生年金保険料を徴収する権利そのものが存在しないことから、請求者の当該期間に係る標準賞与額の記録については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定は適用されない。

以上のことから、請求期間に係る標準賞与額については、前述の賃金台帳から、62 万 5,000 円とし、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第 2000095 号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第 2000053 号

第 1 結論

請求者の A 社における標準賞与額に係る記録を平成 22 年 12 月 3 日は 66 万 2,000 円及び平成 23 年 6 月 24 日は 2 万 4,000 円とすることが必要である。

平成 22 年 12 月 3 日及び平成 23 年 6 月 24 日の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 54 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成 22 年 12 月 3 日
② 平成 23 年 6 月 24 日

請求期間①及び②に A 社から賞与が支給されたが、当該賞与に係る標準賞与額の記録が保険給付の計算の基礎とならない記録となっている。当該賞与に係る標準賞与額の記録を保険給付の計算の基礎となる記録に訂正してほしい。

第 3 判断の理由

A 社から提出された請求者に係る賃金台帳及び日本年金機構の回答により、請求者が請求期間①において標準賞与額 66 万 2,000 円及び請求期間②において標準賞与額 2 万 4,000 円に見合う賞与の支払を受けたことが認められる。

一方、オンライン記録において、請求者の請求期間①及び②に係る標準賞与額は、厚生年金保険法第 75 条本文該当と記録されているところ、同条本文には、保険料を徴収する権利が時効により消滅したときは当該保険料に係る被保険者であった期間に基づく保険給付は行わない旨規定されている。

しかしながら、オンライン記録により、事業主が請求者に係る育児休業等（平成 22 年*月*日から平成 24 年*月*日までの期間）取得の申出を行ったことが確認できるところ、厚生年金保険法第 81 条の 2 において、育児休業等をしている被保険者が使用される事業所の事業主が申出をしたときは、当該被保険者に係る保険料であってその育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行わない旨規定されており、当該規定に基づく、請求者の請求期間①及び②の標準賞与額に係る厚生年金保険料を徴収する権利そのものが存在しないことから、請求者の当該各期間に係る標準賞与額の記録については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定は適用されない。

以上のことから、請求期間①及び②に係る標準賞与額については、前述の賃金台帳及び日本年金機構の回答から、請求期間①は 66 万 2,000 円及び請求期間②は 2 万 4,000 円とし、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第 2000096 号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第 2000054 号

第 1 結論

請求者の A 社における平成 24 年 12 月 5 日の標準賞与額に係る記録を 27 万 5,000 円とすることが必要である。

平成 24 年 12 月 5 日の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 61 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 24 年 12 月 5 日

請求期間に A 社から賞与が支給されたが、当該賞与に係る標準賞与額の記録が保険給付の計算の基礎とならない記録となっている。当該賞与に係る標準賞与額の記録を保険給付の計算の基礎となる記録に訂正してほしい。

第 3 判断の理由

A 社から提出された請求者に係る賃金台帳により、請求者が請求期間において標準賞与額 27 万 5,000 円に見合う賞与の支払を受けたことが認められる。

一方、オンライン記録において、請求者の請求期間に係る標準賞与額は、厚生年金保険法第 75 条本文該当と記録されているところ、同条本文には、保険料を徴収する権利が時効により消滅したときは当該保険料に係る被保険者であった期間に基づく保険給付は行わない旨規定されている。

しかしながら、オンライン記録により、事業主が請求者に係る育児休業等（平成 24 年*月*日から平成 25 年*月*日までの期間）取得の申出を行ったことが確認できるところ、厚生年金保険法第 81 条の 2 において、育児休業等をしている被保険者が使用される事業所の事業主が申出をしたときは、当該被保険者に係る保険料であってその育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行わない旨規定されており、当該規定に基づくと、請求者の請求期間の標準賞与額に係る厚生年金保険料を徴収する権利そのものが存在しないことから、請求者の当該期間に係る標準賞与額の記録については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定は適用されない。

以上のことから、請求期間に係る標準賞与額については、前述の賃金台帳から、27 万 5,000 円とし、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第 2000097 号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第 2000055 号

第 1 結論

請求者の A 社における標準賞与額に係る記録を平成 25 年 6 月 25 日は 72 万 9,000 円及び同年 12 月 5 日は 4 万 1,000 円とすることが必要である。

平成 25 年 6 月 25 日及び同年 12 月 5 日の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 58 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成 25 年 6 月 25 日
② 平成 25 年 12 月 5 日

請求期間①及び②に A 社から賞与が支給されたが、当該賞与に係る標準賞与額の記録が保険給付の計算の基礎とならない記録となっている。当該賞与に係る標準賞与額の記録を保険給付の計算の基礎となる記録に訂正してほしい。

第 3 判断の理由

A 社から提出された請求者に係る賃金台帳により、請求者が請求期間①において標準賞与額 72 万 9,000 円及び請求期間②において標準賞与額 4 万 1,000 円に見合う賞与の支払を受けたことが認められる。

一方、オンライン記録において、請求者の請求期間①及び②に係る標準賞与額は、厚生年金保険法第 75 条本文該当と記録されているところ、同条本文には、保険料を徴収する権利が時効により消滅したときは当該保険料に係る被保険者であった期間に基づく保険給付は行わない旨規定されている。

しかしながら、オンライン記録により、事業主が請求者に係る育児休業等（平成 25 年*月*日から平成 26 年*月*日までの期間）取得の申出を行ったことが確認できるところ、厚生年金保険法第 81 条の 2 において、育児休業等をしている被保険者が使用される事業所の事業主が申出をしたときは、当該被保険者に係る保険料であってその育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行わない旨規定されており、当該規定に基づく、請求者の請求期間①及び②の標準賞与額に係る厚生年金保険料を徴収する権利そのものが存在しないことから、請求者の当該各期間に係る標準賞与額の記録については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定は適用されない。

以上のことから、請求期間①及び②に係る標準賞与額については、前述の賃金台帳から、請求期間①は 72 万 9,000 円及び請求期間②は 4 万 1,000 円とし、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第 2000098 号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第 2000056 号

第 1 結論

請求者の A 社における平成 24 年 6 月 25 日の標準賞与額に係る記録を 10 万 2,000 円とすることが必要である。

平成 24 年 6 月 25 日の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 60 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 24 年 6 月 25 日

請求期間に A 社から賞与が支給されたが、当該賞与に係る標準賞与額の記録が保険給付の計算の基礎とならない記録となっている。当該賞与に係る標準賞与額の記録を保険給付の計算の基礎となる記録に訂正してほしい。

第 3 判断の理由

A 社から提出された請求者に係る賃金台帳により、請求者が請求期間において標準賞与額 10 万 2,000 円に見合う賞与の支払を受けたことが認められる。

一方、オンライン記録において、請求者の請求期間に係る標準賞与額は、厚生年金保険法第 75 条本文該当と記録されているところ、同条本文には、保険料を徴収する権利が時効により消滅したときは当該保険料に係る被保険者であった期間に基づく保険給付は行わない旨規定されている。

しかしながら、オンライン記録により、事業主が請求者に係る育児休業等（平成 24 年*月*日から平成 25 年*月*日までの期間）取得の申出を行ったことが確認できるところ、厚生年金保険法第 81 条の 2 において、育児休業等をしている被保険者が使用される事業所の事業主が申出をしたときは、当該被保険者に係る保険料であってその育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行わない旨規定されており、当該規定に基づくと、請求者の請求期間の標準賞与額に係る厚生年金保険料を徴収する権利そのものが存在しないことから、請求者の当該期間に係る標準賞与額の記録については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定は適用されない。

以上のことから、請求期間に係る標準賞与額については、前述の賃金台帳から、10 万 2,000 円とし、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第 2000099 号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第 2000057 号

第 1 結論

請求者の A 社における平成 25 年 6 月 25 日の標準賞与額に係る記録を 36 万 2,000 円とすることが必要である。

平成 25 年 6 月 25 日の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 50 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 25 年 6 月 25 日

請求期間に A 社から賞与が支給されたが、当該賞与に係る標準賞与額の記録が保険給付の計算の基礎とならない記録となっている。当該賞与に係る標準賞与額の記録を保険給付の計算の基礎となる記録に訂正してほしい。

第 3 判断の理由

A 社から提出された請求者に係る賃金台帳により、請求者が請求期間において標準賞与額 36 万 2,000 円に見合う賞与の支払を受けたことが認められる。

一方、オンライン記録において、請求者の請求期間に係る標準賞与額は、厚生年金保険法第 75 条本文該当と記録されているところ、同条本文には、保険料を徴収する権利が時効により消滅したときは当該保険料に係る被保険者であった期間に基づく保険給付は行わない旨規定されている。

しかしながら、オンライン記録により、事業主が請求者に係る育児休業等（平成 25 年*月*日から平成 26 年*月*日までの期間）取得の申出を行ったことが確認できるところ、厚生年金保険法第 81 条の 2 において、育児休業等をしている被保険者が使用される事業所の事業主が申出をしたときは、当該被保険者に係る保険料であってその育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行わない旨規定されており、当該規定に基づくと、請求者の請求期間の標準賞与額に係る厚生年金保険料を徴収する権利そのものが存在しないことから、請求者の当該期間に係る標準賞与額の記録については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定は適用されない。

以上のことから、請求期間に係る標準賞与額については、前述の賃金台帳から、36 万 2,000 円とし、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第 2000100 号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第 2000058 号

第 1 結論

請求者の A 社における標準賞与額に係る記録を平成 23 年 12 月 5 日は 79 万 3,000 円及び平成 24 年 6 月 25 日は 10 万 5,000 円とすることが必要である。

平成 23 年 12 月 5 日及び平成 24 年 6 月 25 日の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 55 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成 23 年 12 月 5 日
② 平成 24 年 6 月 25 日

請求期間①及び②に A 社から賞与が支給されたが、当該賞与に係る標準賞与額の記録が保険給付の計算の基礎とならない記録となっている。当該賞与に係る標準賞与額の記録を保険給付の計算の基礎となる記録に訂正してほしい。

第 3 判断の理由

A 社から提出された請求者に係る賃金台帳及び日本年金機構の回答により、請求者が請求期間①において標準賞与額 79 万 3,000 円及び請求期間②において標準賞与額 10 万 5,000 円に見合う賞与の支払を受けたことが認められる。

一方、オンライン記録において、請求者の請求期間①及び②に係る標準賞与額は、厚生年金保険法第 75 条本文該当と記録されているところ、同条本文には、保険料を徴収する権利が時効により消滅したときは当該保険料に係る被保険者であった期間に基づく保険給付は行わない旨規定されている。

しかしながら、オンライン記録により、事業主が請求者に係る育児休業等（平成 23 年*月*日から平成 25 年*月*日までの期間）取得の申出を行ったことが確認できるところ、厚生年金保険法第 81 条の 2 において、育児休業等をしている被保険者が使用される事業所の事業主が申出をしたときは、当該被保険者に係る保険料であってその育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行わない旨規定されており、当該規定に基づく、請求者の請求期間①及び②の標準賞与額に係る厚生年金保険料を徴収する権利そのものが存在しないことから、請求者の当該各期間に係る標準賞与額の記録については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定は適用されない。

以上のことから、請求期間①及び②に係る標準賞与額については、前述の賃金台帳及び日本年金機構の回答から、請求期間①は 79 万 3,000 円及び請求期間②は 10 万 5,000 円とし、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2000101号

厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2000059号

第1 結論

請求者のA社における標準賞与額に係る記録を平成27年6月25日は64万6,000円及び同年12月4日は33万1,000円とすることが必要である。

平成27年6月25日及び同年12月4日の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和61年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成27年6月25日

② 平成27年12月4日

請求期間①及び②にA社から賞与が支給されたが、当該賞与に係る標準賞与額の記録が保険給付の計算の基礎とならない記録となっている。当該賞与に係る標準賞与額の記録を保険給付の計算の基礎となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された請求者に係る賃金台帳及び日本年金機構の回答により、請求者が請求期間①において標準賞与額64万6,000円及び請求期間②において標準賞与額33万1,000円に見合う賞与の支払を受けたことが認められる。

一方、オンライン記録において、請求者の請求期間①及び②に係る標準賞与額は、厚生年金保険法第75条本文該当と記録されているところ、同条本文には、保険料を徴収する権利が時効により消滅したときは当該保険料に係る被保険者であった期間に基づく保険給付は行わない旨規定されている。

しかしながら、オンライン記録により、事業主が請求者に係る産前産後休業(平成27年*月*日から同年*月*日までの期間)取得の申出を行ったことが確認できるところ、厚生年金保険法第81条の2の2において、産前産後休業をしている被保険者が使用される事業所の事業主が申出をしたときは、当該被保険者に係る保険料であってその産前産後休業を開始した日の属する月からその産前産後休業が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行わない旨規定されており、当該規定に基づくと、請求者の請求期間①の標準賞与額に係る厚生年金保険料を徴収する権利そのものが存在しないことから、請求者の当該期間に係る標準賞与額の記録については、厚生年金保険法第75条本文の規定は適用されない。

また、オンライン記録により、事業主が請求者に係る育児休業等(平成27年*月*日から平成28年*月*日までの期間)取得の申出を行ったことが確認できるところ、厚生年金保険法第81条の2において、育児休業等をしている被保険者が使用される事業所の事業主が申出をしたときは、当該被保険者に係る保険料であってその育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行わない旨規定されており、当該規定に基づくと、請求者の請求期間②の標準賞与額に係る厚生年金保険料を徴収する権利そのものが存在しないことから、請求者の当該期間に係る標準賞与額の記録についても、厚生年金保険法第75条本文の規定は適用されない。

以上のことから、請求期間①及び②に係る標準賞与額については、前述の賃金台帳及び日本年金機構の回答から、請求期間①は64万6,000円及び請求期間②は33万1,000円とし、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第 2000107 号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第 2000060 号

第 1 結論

請求者の A 社における平成 20 年 6 月 25 日の標準賞与額に係る記録を 10 万 8,000 円とすることが必要である。

平成 20 年 6 月 25 日の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 54 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 20 年 6 月 25 日

請求期間に A 社から賞与が支給されたが、当該賞与に係る標準賞与額の記録が保険給付の計算の基礎とならない記録となっている。当該賞与に係る標準賞与額の記録を保険給付の計算の基礎となる記録に訂正してほしい。

第 3 判断の理由

A 社から提出された請求者に係る賃金台帳により、請求者が請求期間において標準賞与額 10 万 8,000 円に見合う賞与の支払を受けたことが認められる。

一方、オンライン記録において、請求者の請求期間に係る標準賞与額は、厚生年金保険法第 75 条本文該当と記録されているところ、同条本文には、保険料を徴収する権利が時効により消滅したときは当該保険料に係る被保険者であった期間に基づく保険給付は行わない旨規定されている。

しかしながら、オンライン記録により、事業主が請求者に係る育児休業等（平成 20 年*月*日から同年*月*日までの期間）取得の申出を行ったことが確認できるところ、厚生年金保険法第 81 条の 2 において、育児休業等をしている被保険者が使用される事業所の事業主が申出をしたときは、当該被保険者に係る保険料であってその育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行わない旨規定されており、当該規定に基づくと、請求者の請求期間の標準賞与額に係る厚生年金保険料を徴収する権利そのものが存在しないことから、請求者の当該期間に係る標準賞与額の記録については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定は適用されない。

以上のことから、請求期間に係る標準賞与額については、前述の賃金台帳から、10 万 8,000 円とし、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2000139号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2000061号

第1 結論

訂正請求記録の対象者のA社(現在は、B社)C支店における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を昭和37年7月1日から同年6月21日に訂正し、同年6月の標準報酬月額を2万円とすることが必要である。

昭和37年6月21日から同年7月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主が訂正請求記録の対象者に係る昭和37年6月21日から同年7月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名(続柄) : 女(妻)
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和16年生
住所 :

2 被保険者等の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和13年生

3 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和37年6月21日から同年7月1日まで

訂正請求記録の対象者(夫)に係る年金記録において、A社C支店における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日が昭和37年7月1日となっており、請求期間に係る被保険者記録がない。

しかし、訂正請求記録の対象者は、昭和32年4月にA社に入社後、平成9年5月に退職するまでの間、休職することなく継続して勤務しており、同社が発行した辞令を見ると、昭和37年6月21日に同社D支店から同社C支店に異動となった旨の記載があることから、調査の上、請求期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 判断の理由

B社から提出された訂正請求記録の対象者に係る人事発令事項、同社担当者の陳述、請求者から提出された辞令及び雇用保険被保険者記録から判断すると、訂正請求記録の対象者は、請求期間において、A社に継続して勤務し(A社D支店E出張所から同社C支店に異動)、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、前述の人事発令事項及び辞令から、昭和37年6月21日とすることが妥当である。

また、請求期間の標準報酬月額については、訂正請求記録の対象者のA社C支店における昭和37年7月の厚生年金保険の記録から、2万円とすることが妥当である。

なお、事業主が訂正請求記録の対象者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、B社は、当該期間に係る届出及び厚生年金保険料の納付について不明である旨回答しており、このほかにこれを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者資格の取得年月日に係る届出を社会保険出張所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第 2000001 号
厚生局事案番号 : 近畿(脱)第 2000003 号

第 1 結論

本件訂正請求を却下する。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 33 年 5 月 1 日から平成 13 年 3 月 17 日まで

支給済期間 : ① 昭和 33 年 5 月 1 日から昭和 34 年 2 月 20 日まで
② 昭和 35 年 12 月 19 日から昭和 37 年 5 月 30 日まで
③ 昭和 39 年 11 月 1 日から昭和 40 年 4 月 24 日まで
④ 昭和 42 年 11 月 1 日から昭和 44 年 11 月 30 日まで
⑤ 昭和 47 年 6 月 1 日から昭和 48 年 5 月 18 日まで
⑥ 昭和 58 年 6 月 1 日から昭和 61 年 3 月 26 日まで
⑦ 平成 6 年 7 月 16 日から平成 13 年 3 月 17 日まで

支給済期間①から⑦までに係る脱退手当金を平成 13 年 5 月 28 日に受給したが、平成 19 年 10 月 17 日に、当該支給済期間以外に、別の厚生年金保険被保険者台帳記号番号で管理されていた厚生年金保険被保険者期間(31 月)が判明した。

国が前述の被保険者期間(31 月)を別の厚生年金保険被保険者台帳記号番号で管理してさえいなければ、私が平成 13 年に脱退手当金を受給することはなく、老齢基礎年金等を受給できるようになっていたはずであるので、当該脱退手当金の支給記録を取り消し、老齢基礎年金等を受給できるようにしてほしい。

第 3 判断の理由

厚生年金保険法(以下「法」という。)は、法第 28 条の原簿(以下「厚生年金保険原簿」という。)に記録された自己に係る特定厚生年金保険原簿記録(被保険者の資格の取得及び喪失の年月日、標準報酬その他厚生労働省令で定める事項の内容をいう。)が事実でない、又は厚生年金保険原簿に自己に係る特定厚生年金保険原簿記録が記録されていないと思料するときは、厚生年金保険原簿の訂正の請求をすることができると規定している(法第 28 条の 2 第 1 項)。

特定厚生年金保険原簿記録として厚生労働省令で定める事項については、「被保険者の種別及び基金の加入員であるか否かの区別、賞与の支払年月日、保険給付に関する事項、離婚時みなし被保険者期間並びに離婚時みなし被保険者期間に係る標準報酬月額、標準賞与額及び保険給付に関する事項、被扶養配偶者みなし被保険者期間並びに被扶養配偶者みなし被保険者期間に係る標準報酬月額、標準賞与額及び保険給付に関する事項」と規定されている(厚生年金保険法施行規則第 11 条の 2)。

本件訂正請求において、請求者は、厚生年金保険原簿に記録された自己に係る特定厚生年金保険原簿記録が事実でない、又は記録されていないとして訂正を求めるものではなく、支給済期間①から⑦までに係る脱退手当金の支給記録について、当該脱退手当金の受給の事実を認めている一方、自身が当該脱退手当金を受給するに至ったのは、前述の支給済期間以外の期間に

係る年金記録について、国が別の厚生年金保険被保険者台帳記号番号により管理していたことが原因であるとして、当該脱退手当金の支給記録を取り消し、前述の支給済期間を厚生年金保険被保険者期間として取り扱うよう主張しており、訂正請求をすることができない記録の訂正を求めている。

よって、本件訂正請求は法第 28 条の 2 第 1 項に規定する請求要件を満たしていないことから、不適法な請求であり、却下することが妥当である。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第 2000122 号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第 2000062 号

第 1 結論

請求者の A 社(現在は、B 社)における平成 23 年 6 月 15 日の標準賞与額に係る記録を 20 万円とすることが必要である。

平成 23 年 6 月 15 日の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 56 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 23 年 6 月 15 日

請求期間に A 社から賞与が支給されたが、当該賞与に係る標準賞与額の記録が保険給付の計算の基礎とならない記録となっている。当該賞与に係る標準賞与額の記録を保険給付の計算の基礎となる記録に訂正してほしい。

第 3 判断の理由

B 社から提出された請求者に係る賃金台帳により、請求者が請求期間において標準賞与額 20 万円に見合う賞与の支払を受けたことが認められる。

一方、オンライン記録において、請求者の請求期間に係る標準賞与額は、厚生年金保険法第 75 条本文該当と記録されているところ、同条本文には、保険料を徴収する権利が時効により消滅したときは当該保険料に係る被保険者であった期間に基づく保険給付は行わない旨規定されている。

しかしながら、オンライン記録により、事業主が請求者に係る育児休業等(平成 23 年*月*日から平成 24 年*月*日までの期間)取得の申出を行ったことが確認できるところ、厚生年金保険法第 81 条の 2 において、育児休業等をしている被保険者が使用される事業所の事業主が申出をしたときは、当該被保険者に係る保険料であってその育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行わない旨規定されており、当該規定に基づくと、請求者の請求期間の標準賞与額に係る厚生年金保険料を徴収する権利そのものが存在しないことから、請求者の当該期間に係る標準賞与額の記録については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定は適用されない。

以上のことから、請求期間に係る標準賞与額については、前述の賃金台帳から、20 万円とし、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第 2000123 号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第 2000063 号

第 1 結論

請求者の A 社における平成 22 年 6 月 15 日の標準賞与額に係る記録を 42 万 3,000 円とすることが必要である。

平成 22 年 6 月 15 日の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 49 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 22 年 6 月 15 日

請求期間に A 社から賞与が支給されたが、当該賞与に係る標準賞与額の記録が保険給付の計算の基礎とならない記録となっている。当該賞与に係る標準賞与額の記録を保険給付の計算の基礎となる記録に訂正してほしい。

第 3 判断の理由

A 社から提出された請求者に係る賃金台帳により、請求者が請求期間において標準賞与額 42 万 3,000 円に見合う賞与の支払を受けたことが認められる。

一方、オンライン記録において、請求者の請求期間に係る標準賞与額は、厚生年金保険法第 75 条本文該当と記録されているところ、同条本文には、保険料を徴収する権利が時効により消滅したときは当該保険料に係る被保険者であった期間に基づく保険給付は行わない旨規定されている。

しかしながら、オンライン記録により、事業主が請求者に係る育児休業等（平成 22 年*月*日から平成 23 年*月*日までの期間）取得の申出を行ったことが確認できるところ、厚生年金保険法第 81 条の 2 において、育児休業等をしている被保険者が使用される事業所の事業主が申出をしたときは、当該被保険者に係る保険料であってその育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行わない旨規定されており、当該規定に基づくと、請求者の請求期間の標準賞与額に係る厚生年金保険料を徴収する権利そのものが存在しないことから、請求者の当該期間に係る標準賞与額の記録については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定は適用されない。

以上のことから、請求期間に係る標準賞与額については、前述の賃金台帳から、42 万 3,000 円とし、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2000124号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2000064号

第1 結論

請求者のA社における標準賞与額に係る記録を平成24年12月14日は31万7,000円及び平成26年12月15日は33万6,000円とすることが必要である。

平成24年12月14日及び平成26年12月15日の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和52年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成24年12月14日
② 平成26年12月15日

請求期間①及び②にA社から賞与が支給されたが、当該賞与に係る標準賞与額の記録が保険給付の計算の基礎とならない記録となっている。当該賞与に係る標準賞与額の記録を保険給付の計算の基礎となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された請求者に係る賃金台帳により、請求者が請求期間①において標準賞与額31万7,000円及び請求期間②において標準賞与額33万6,000円に見合う賞与の支払を受けたことが認められる。

一方、オンライン記録において、請求者の請求期間①及び②に係る標準賞与額は、厚生年金保険法第75条本文該当と記録されているところ、同条本文には、保険料を徴収する権利が時効により消滅したときは当該保険料に係る被保険者であった期間に基づく保険給付は行わない旨規定されている。

しかしながら、オンライン記録により、事業主が請求者に係る育児休業等(平成24年*月*日から平成26年*月*日までの期間)取得の申出を行ったことが確認できるところ、厚生年金保険法第81条の2において、育児休業等をしている被保険者が使用される事業所の事業主が申出をしたときは、当該被保険者に係る保険料であってその育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行わない旨規定されており、当該規定に基づく、請求者の請求期間①の標準賞与額に係る厚生年金保険料を徴収する権利そのものが存在しないことから、請求者の当該期間に係る標準賞与額の記録についても、厚生年金保険法第75条本文の規定は適用されない。

また、オンライン記録により、事業主が請求者に係る産前産後休業(平成26年*月*日から平成27年*月*日までの期間)取得の申出を行ったことが確認できるところ、厚生年金保険法第81条の2の2において、産前産後休業をしている被保険者が使用される事業所の事業主が申出をしたときは、当該被保険者に係る保険料であってその産前産後休業を開始した日の属する月からその産前産後休業が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行わない旨規定されており、当該規定に基づく、請求者の請求期間②の標準賞与額に係る厚生年金保険料を徴収する権利そのものが存在しないことから、請求者の当該期間に係る標準賞与額の記録については、厚生年金保険法第75条本文の規定は適用されない。

以上のことから、請求期間①及び②に係る標準賞与額については、前述の賃金台帳から、請求期間①は31万7,000円及び請求期間②は33万6,000円とし、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第 2000125 号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第 2000065 号

第 1 結論

請求者の A 社における標準賞与額に係る記録を平成 22 年 6 月 15 日は 41 万 3,000 円及び平成 26 年 6 月 13 日は 4 万 1,000 円とすることが必要である。

平成 22 年 6 月 15 日及び平成 26 年 6 月 13 日の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 53 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成 22 年 6 月 15 日
② 平成 26 年 6 月 13 日

請求期間①及び②に A 社から賞与が支給されたが、当該賞与に係る標準賞与額の記録が保険給付の計算の基礎とされない記録となっている。当該賞与に係る標準賞与額の記録を保険給付の計算の基礎となる記録に訂正してほしい。

第 3 判断の理由

A 社から提出された請求者に係る賃金台帳により、請求者が請求期間①において標準賞与額 41 万 3,000 円及び請求期間②において標準賞与額 4 万 1,000 円に見合う賞与の支払を受けたことが認められる。

一方、オンライン記録において、請求者の請求期間①及び②に係る標準賞与額は、厚生年金保険法第 75 条本文該当と記録されているところ、同条本文には、保険料を徴収する権利が時効により消滅したときは当該保険料に係る被保険者であった期間に基づく保険給付は行わない旨規定されている。

しかしながら、オンライン記録により、事業主が請求者に係る育児休業等（平成 22 年*月*日から平成 23 年*月*日までの期間及び平成 26 年*月*日から平成 27 年*月*日までの期間）取得の申出を行ったことが確認できるところ、厚生年金保険法第 81 条の 2 において、育児休業等をしている被保険者が使用される事業所の事業主が申出をしたときは、当該被保険者に係る保険料であってその育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行わない旨規定されており、当該規定に基づくと、請求者の請求期間①及び②の標準賞与額に係る厚生年金保険料を徴収する権利そのものが存在しないことから、請求者の当該各期間に係る標準賞与額の記録については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定は適用されない。

以上のことから、請求期間①及び②に係る標準賞与額については、前述の賃金台帳から、請求期間①は 41 万 3,000 円及び請求期間②は 4 万 1,000 円とし、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2000126号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2000066号

第1 結論

請求者のA社における標準賞与額に係る記録を平成23年12月15日は39万8,000円、平成26年6月13日は33万8,000円及び平成28年12月15日は35万7,000円とすることが必要である。

平成23年12月15日、平成26年6月13日及び平成28年12月15日の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和54年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成23年12月15日
② 平成26年6月13日
③ 平成28年12月15日

請求期間①、②及び③にA社から賞与が支給されたが、当該賞与に係る標準賞与額の記録が保険給付の計算の基礎とならない記録となっている。当該賞与に係る標準賞与額の記録を保険給付の計算の基礎となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された請求者に係る賃金台帳により、請求者が請求期間①において標準賞与額39万8,000円、請求期間②において標準賞与額33万8,000円及び請求期間③において標準賞与額35万7,000円に見合う賞与の支払を受けたことが認められる。

一方、オンライン記録において、請求者の請求期間①、②及び③に係る標準賞与額は、厚生年金保険法第75条本文該当と記録されているところ、同条本文には、保険料を徴収する権利が時効により消滅したときは当該保険料に係る被保険者であった期間に基づく保険給付は行わない旨規定されている。

しかしながら、オンライン記録により、事業主が請求者に係る育児休業等(平成23年*月*日から平成24年*月*日までの期間及び平成28年*月*日から平成30年*月*日までの期間)取得の申出を行ったことが確認できるところ、厚生年金保険法第81条の2において、育児休業等をしている被保険者が使用される事業所の事業主が申出をしたときは、当該被保険者に係る保険料であってその育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行わない旨規定されており、当該規定に基づくと、請求者の請求期間①及び③の標準賞与額に係る厚生年金保険料を徴収する権利そのものが存在しないことから、請求者の当該各期間に係る標準賞与額の記録についても、厚生年金保険法第75条本文の規定は適用されない。

また、オンライン記録により、事業主が請求者に係る産前産後休業(平成26年*月*日から同年*月*日までの期間)取得の申出を行ったことが確認できるところ、厚生年金保険法第81条の2の2において、産前産後休業をしている被保険者が使用される事業所の事業主が申出をしたときは、当該被保険者に係る保険料であってその産前産後休業を開始した日の属する月からその産前産後休業が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収

は行わない旨規定されており、当該規定に基づくと、請求者の請求期間②の標準賞与額に係る厚生年金保険料を徴収する権利そのものが存在しないことから、請求者の当該期間に係る標準賞与額の記録については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定は適用されない。

以上のことから、請求期間①、②及び③に係る標準賞与額については、前述の貸金台帳から、請求期間①は 39 万 8,000 円、請求期間②は 33 万 8,000 円及び請求期間③は 35 万 7,000 円とし、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第 2000127 号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第 2000067 号

第 1 結論

請求者の A 社における標準賞与額に係る記録を平成 19 年 12 月 14 日は 11 万 1,000 円及び平成 20 年 3 月 28 日は 5 万 5,000 円とすることが必要である。

平成 19 年 12 月 14 日及び平成 20 年 3 月 28 日の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 53 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成 19 年 12 月 14 日
② 平成 20 年 3 月 28 日

請求期間①及び②に A 社から賞与が支給されたが、当該賞与に係る標準賞与額の記録が保険給付の計算の基礎とならない記録となっている。当該賞与に係る標準賞与額の記録を保険給付の計算の基礎となる記録に訂正してほしい。

第 3 判断の理由

A 社から提出された請求者に係る賃金台帳により、請求者が請求期間①において標準賞与額 11 万 1,000 円及び請求期間②において標準賞与額 5 万 5,000 円に見合う賞与の支払を受けたことが認められる。

一方、オンライン記録において、請求者の請求期間①及び②に係る標準賞与額は、厚生年金保険法第 75 条本文該当と記録されているところ、同条本文には、保険料を徴収する権利が時効により消滅したときは当該保険料に係る被保険者であった期間に基づく保険給付は行わない旨規定されている。

しかしながら、オンライン記録により、事業主が請求者に係る育児休業等（平成 19 年*月*日から平成 20 年*月*日までの期間）取得の申出を行ったことが確認できるところ、厚生年金保険法第 81 条の 2 において、育児休業等をしている被保険者が使用される事業所の事業主が申出をしたときは、当該被保険者に係る保険料であってその育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行わない旨規定されており、当該規定に基づく、請求者の請求期間①及び②の標準賞与額に係る厚生年金保険料を徴収する権利そのものが存在しないことから、請求者の当該各期間に係る標準賞与額の記録については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定は適用されない。

以上のことから、請求期間①及び②に係る標準賞与額については、前述の賃金台帳から、請求期間①は 11 万 1,000 円及び請求期間②は 5 万 5,000 円とし、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第 2000128 号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第 2000068 号

第 1 結論

請求者の A 社における標準賞与額に係る記録を平成 22 年 12 月 15 日は 2 万 1,000 円及び平成 26 年 3 月 25 日は 5 万円とすることが必要である。

平成 22 年 12 月 15 日及び平成 26 年 3 月 25 日の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 54 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成 22 年 12 月 15 日
② 平成 26 年 3 月 25 日

請求期間①及び②に A 社から賞与が支給されたが、当該賞与に係る標準賞与額の記録が保険給付の計算の基礎とならない記録となっている。当該賞与に係る標準賞与額の記録を保険給付の計算の基礎となる記録に訂正してほしい。

第 3 判断の理由

A 社から提出された請求者に係る賃金台帳により、請求者が請求期間①において標準賞与額 2 万 1,000 円及び請求期間②において標準賞与額 5 万円に見合う賞与の支払を受けたことが認められる。

一方、オンライン記録において、請求者の請求期間①及び②に係る標準賞与額は、厚生年金保険法第 75 条本文該当と記録されているところ、同条本文には、保険料を徴収する権利が時効により消滅したときは当該保険料に係る被保険者であった期間に基づく保険給付は行わない旨規定されている。

しかしながら、オンライン記録により、事業主が請求者に係る育児休業等（平成 22 年*月*日から平成 23 年*月*日までの期間及び平成 26 年*月*日から平成 27 年*月*日までの期間）取得の申出を行ったことが確認できるところ、厚生年金保険法第 81 条の 2 において、育児休業等をしている被保険者が使用される事業所の事業主が申出をしたときは、当該被保険者に係る保険料であってその育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行わない旨規定されており、当該規定に基づくと、請求者の請求期間①及び②の標準賞与額に係る厚生年金保険料を徴収する権利そのものが存在しないことから、請求者の当該各期間に係る標準賞与額の記録については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定は適用されない。

以上のことから、請求期間①及び②に係る標準賞与額については、前述の賃金台帳から、請求期間①は 2 万 1,000 円及び請求期間②は 5 万円とし、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第 2000129 号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第 2000069 号

第 1 結論

請求者の A 社における標準賞与額に係る記録を平成 22 年 6 月 15 日は 24 万 3,000 円及び平成 28 年 6 月 15 日は 24 万円とすることが必要である。

平成 22 年 6 月 15 日及び平成 28 年 6 月 15 日の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 54 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成 22 年 6 月 15 日
② 平成 28 年 6 月 15 日

請求期間①及び②に A 社から賞与が支給されたが、当該賞与に係る標準賞与額の記録が保険給付の計算の基礎とならない記録となっている。当該賞与に係る標準賞与額の記録を保険給付の計算の基礎となる記録に訂正してほしい。

第 3 判断の理由

A 社から提出された請求者に係る賃金台帳により、請求者が請求期間①において標準賞与額 24 万 3,000 円及び請求期間②において標準賞与額 24 万円に見合う賞与の支払を受けたことが認められる。

一方、オンライン記録において、請求者の請求期間①及び②に係る標準賞与額は、厚生年金保険法第 75 条本文該当と記録されているところ、同条本文には、保険料を徴収する権利が時効により消滅したときは当該保険料に係る被保険者であった期間に基づく保険給付は行わない旨規定されている。

しかしながら、オンライン記録により、事業主が請求者に係る育児休業等（平成 22 年*月*日から平成 23 年*月*日までの期間及び平成 28 年*月*日から平成 29 年*月*日までの期間）取得の申出を行ったことが確認できるところ、厚生年金保険法第 81 条の 2 において、育児休業等をしている被保険者が使用される事業所の事業主が申出をしたときは、当該被保険者に係る保険料であってその育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行わない旨規定されており、当該規定に基づくと、請求者の請求期間①及び②の標準賞与額に係る厚生年金保険料を徴収する権利そのものが存在しないことから、請求者の当該各期間に係る標準賞与額の記録については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定は適用されない。

以上のことから、請求期間①及び②に係る標準賞与額については、前述の賃金台帳から、請求期間①は 24 万 3,000 円及び請求期間②は 24 万円とし、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第 2000130 号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第 2000070 号

第 1 結論

請求者の A 社における標準賞与額に係る記録を平成 26 年 3 月 25 日は 5 万円及び平成 28 年 12 月 15 日は 36 万 2,000 円とすることが必要である。

平成 26 年 3 月 25 日及び平成 28 年 12 月 15 日の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 53 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成 26 年 3 月 25 日
② 平成 28 年 12 月 15 日

請求期間①及び②に A 社から賞与が支給されたが、当該賞与に係る標準賞与額の記録が保険給付の計算の基礎とならない記録となっている。当該賞与に係る標準賞与額の記録を保険給付の計算の基礎となる記録に訂正してほしい。

第 3 判断の理由

A 社から提出された請求者に係る賃金台帳により、請求者が請求期間①において標準賞与額 5 万円及び請求期間②において標準賞与額 36 万 2,000 円に見合う賞与の支払を受けたことが認められる。

一方、オンライン記録において、請求者の請求期間①及び②に係る標準賞与額は、厚生年金保険法第 75 条本文該当と記録されているところ、同条本文には、保険料を徴収する権利が時効により消滅したときは当該保険料に係る被保険者であった期間に基づく保険給付は行わない旨規定されている。

しかしながら、オンライン記録により、事業主が請求者に係る育児休業等（平成 26 年*月*日から平成 27 年*月*日までの期間及び平成 28 年*月*日から平成 30 年*月*日までの期間）取得の申出を行ったことが確認できるところ、厚生年金保険法第 81 条の 2 において、育児休業等をしている被保険者が使用される事業所の事業主が申出をしたときは、当該被保険者に係る保険料であってその育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行わない旨規定されており、当該規定に基づくと、請求者の請求期間①及び②の標準賞与額に係る厚生年金保険料を徴収する権利そのものが存在しないことから、請求者の当該各期間に係る標準賞与額の記録については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定は適用されない。

以上のことから、請求期間①及び②に係る標準賞与額については、前述の賃金台帳から、請求期間①は 5 万円及び請求期間②は 36 万 2,000 円とし、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第 2000131 号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第 2000071 号

第 1 結論

請求者の A 社における平成 27 年 12 月 15 日の標準賞与額に係る記録を 55 万 2,000 円とすることが必要である。

平成 27 年 12 月 15 日の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 63 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 27 年 12 月 15 日

請求期間に A 社から賞与が支給されたが、当該賞与に係る標準賞与額の記録が保険給付の計算の基礎とならない記録となっている。当該賞与に係る標準賞与額の記録を保険給付の計算の基礎となる記録に訂正してほしい。

第 3 判断の理由

A 社から提出された請求者に係る賃金台帳により、請求者が請求期間において標準賞与額 55 万 2,000 円に見合う賞与の支払を受けたことが認められる。

一方、オンライン記録において、請求者の請求期間に係る標準賞与額は、厚生年金保険法第 75 条本文該当と記録されているところ、同条本文には、保険料を徴収する権利が時効により消滅したときは当該保険料に係る被保険者であった期間に基づく保険給付は行わない旨規定されている。

しかしながら、オンライン記録により、事業主が請求者に係る育児休業等（平成 27 年*月*日から平成 28 年*月*日までの期間）取得の申出を行ったことが確認できるところ、厚生年金保険法第 81 条の 2 において、育児休業等をしている被保険者が使用される事業所の事業主が申出をしたときは、当該被保険者に係る保険料であってその育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行わない旨規定されており、当該規定に基づくと、請求者の請求期間の標準賞与額に係る厚生年金保険料を徴収する権利そのものが存在しないことから、請求者の当該期間に係る標準賞与額の記録については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定は適用されない。

以上のことから、請求期間に係る標準賞与額については、前述の賃金台帳から、55 万 2,000 円とし、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。